

星野 泉 明治大学政治経済学部教授

参議院選で問われた争点——財政の観点から

ほしの いずみ

立教大学大学院博士後期課程研究指導修了。経済学修士。明治大学政治経済学部助教授を経て、1997年から明治大学政治経済学部教授。専攻は財政学、地方財政論。

著書に『財政のかたちは国のかたち——財政再建のための30のポイント』(朝陽会、2022年)、『自治体財政がよくわかる本』(イマジン出版、2018年、共著)、『スウェーデン高い税金と豊かな生活』(イマジン出版、2008年)など。

人も組織も機械も往々にして失敗する。失敗しないことはない。失敗を前提に、被害を最小限にするためにはどうしたらよいかを考える。市場には失敗がある。そのために政府がある。公共部門に、民主主義による選挙、議院内閣制による政府があっても、そこも失敗する可能性があるから、その失敗を補うために三権分立、地方自治、住民投票、ジャーナリズムという第四権等々がある。ただ、このあたりの機能が十分かというとそうでもないようだ。事実、現実、起きていることを問題として受け止めているか、意識しているかどうかにかかっている。例えば、空気が汚れている、水質が悪化しているようだ、渋滞や通勤通学の混雑度がひどい、大都市の熱帯化等々。これは、そう感じる、事実としてはそのようだ、ということであり、問題意識をもつことで都市問題となり、解決の道を探ることができる。

近年、世界的に起きる災害。日本の場合では、地震、台風、感染症の蔓延。こうした災害、危機は、目に見えやすいのでとりあえずの対応に追われる。ただし、目の前に提示されているわけでもなく、感じているわけでもないものは、自然災害に比べ感知しにくい。地震や津波のような自然災害は感じても、そのことが今後のエネルギー政策の方向性に十分影響を与えていないように見えるのもその一例である。

さらに見えにくいのは財政である。参議院選挙における野党の財政的主張の多くは、消費税減税、インボイス制度批判、財政規律無視であった。中長期的観点が乏しくばらばらとなった野党は、重要な論点でも「何が問題かわからない」緊張感のない与党と十分に渡り合えなかった。実は、参議院選挙の比例代表与党得票率は近年減少傾向で、2016年と比べても3.3%減少しているのである。

世界最高の高齢化率。この対処法が、年金や医療の自然増に対する給付減額と負担増に頼るばかりでは限界がある。他にも、高い国債依存、人口減少と多様性への対応不足、伸びない1人当たりGDP、低い教育投資、高い相対貧困率。これが失業率は極めて低い日本の現状である。これらの数値は近年、数値が悪化してきたものであり、OECD諸国の平均値を大幅に下回るものもある。西欧先進国は、肥大化しそぎた政府の見直しをする中で、公共部門の縮減を目指した。日本はそこまで大きくない政府であったが、日本の経営様式が国際化で力を失う中でも小さな政府を目指し、自己責任の範囲を拡大した。一人当たりGDPの高い国に、高負担の福祉国家や多様性国家が多く含まれることをどう評価するのか。

ロシアのウクライナ侵攻により、日本国内でも防衛

費増額論が進む。日々、報道される戦況、200年以上中立を維持してきたスウェーデン、そしてフィンランドのNATO加盟申請、永世中立国スイスのNATO加盟検討のニュースが防衛への不安を募らせる。2%となれば、世界の防衛費の中で、金額ベースでは、現在の9位からアメリカ、中国に続き3番目になる(SIPRI)。防衛費増額論は、他の課題および財源とセットで評価すべきものとなる。

食料自給率と地域の復活も置き忘れた課題である。安全保障と地域格差是正の観点から、新たな問題意識と解決策を模索することが必要だ。

事実があっても、正確に把握し問題として取り上げ議論が行われなければ、事実がないのと同じ。与野党とも事実を問題と認識する能力が低下してきた。感染症、経済から政治的透明度まで危機の出口はもうすぐと期待したいが、問題意識がなければ最悪はまだ先。今月号は、先の総選挙で、各政党、候補者が置き忘れてきたもの、争点として十分に取り上げられなかった財政関連の課題について、問題提示していただいた。国民が、現状を問題として意識することが解決への第一歩となる。■

財政規律の必要性

浅羽 隆史

成蹊大学法学部教授

減税・支出増提案の一方で 財政規律も付記

2022年7月実施の参議院議員選挙では、減税や支出増の提案が目立った。参考として、参議院改選前に10議席以上を有していた政党（以下、主要政党）の公約や政策集、マニフェスト等（以下、公約等）を見た。例えば消費税については、現行の10%（標準税率、地方消費税を含む）から5%への引き下げが、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党の公約等で謳われ、それに加えて日本維新の会は軽減税率を3%（状況により0%）へ引き下げ、日本共産党は消費税の将来的な廃止を提起していた。

負担軽減策は消費税に限らず、国民民主党の揮発油税や自動車重量税などの本則課税（暫定税率廃止）、日本維新の会はそれらに加えて所得税・法人税の減税（ストック課税はあり方見直し）を示していた。また、日本共産党は国民健康保険料（税）の引き上げや均等割・平等割廃止などを打ち出していた。

あさば たかし

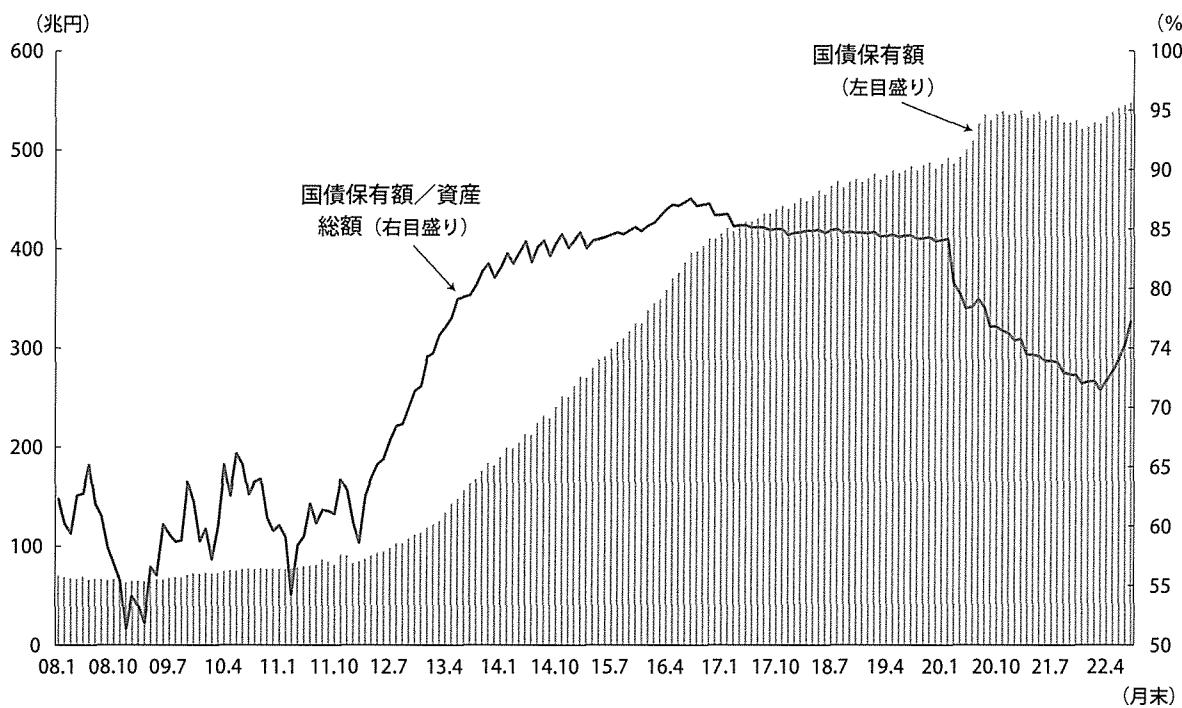
中央大学大学院経済学研究科博士後期課程中退。経済学修士。専門分野は財政学、地方財政論。富士総合研究所主任研究員、白鷗大学教授等を経て、2015年より現職。主な著書に、『新版 入門財政学』（同友館、2016年）、『建設公債の原則と財政赤字』（丸善、2013年）、『格差是正の地方財源論』（同友館、2009年）など。

与党は支出増につながる提案を多く出していた。自由民主党では、GDP比2%以上も念頭にした防衛力の抜本的強化に必要な予算水準の達成、ODAの拡充、海上保安庁の体制拡充、こども政策予算の将来的な倍増、1兆円の地方創生臨時交付金、国土強靭化基本計画の見直しと強化、出産育児一時金の充実など、支出増につながる施策が並んでいた。公明党も、普遍的な子ども支援制度の確立、教育無償化拡充、出産育児一時金の増額、地方創生推進臨時交付金の増額などを示していた。

野党も支出増につながる様々な政策を提起していた。主なものでは、多くの党で教育の完全無償化が公約等となっていた。国民民主党では、一律10万円の再給付（一定所得以上は課税対象）や教育・科学技術予算の倍増、デジタルや環境等への大規模投資、日本型ベーシック・インカム創設、最大年250万円の夫婦ふるさと帰農支援給付金創設などが目立つ。立憲民主党は児童手当の支給の延長と増額（所得制限撤廃）、ベーシック・サービス充実などを打ち出していた。日本共産党も、ケア労働者の賃金引き上げや高等教育の授業料半減・入学金廃止・給付奨学金の拡充などがあった。日本維新の会では、防衛費のGDP比2%を目安とした増額や、ベーシックインカムか給付付き税額控除を軸とした再分配の最適化・統合化の本格的検討などが打ち出されていた。

一方、財政規律はまったく顧みられなかつた印象がある。確かに論点ではなかつたが、各党も完全

図 日本銀行勘定国債保有額(月末)



出所：日本銀行「日本銀行勘定」（日本銀行時系列統計データ検索サイト、2022年9月11日アクセス）により作成

に無視していた訳ではない。日本共産党は、減税や支出増と同額の增收策を提起し他党との違いを見せていた。具体的には、法人税制及び所得税制の改革、富裕税の創設、歳出の浪費削減などである。これらが望ましいか、あるいは現実的かは別だが、財政規律を強調していた。

他の主要政党は、中長期的な観点からの財政規律を示していた。立憲民主党は中長期的に財政の健全化を目指すことを明記し、歳出・歳入両面の改革として税財源の確保や行政需要の変化に応じた予算配分、そして成長力強化による税収増などを示していた。国民民主党は財政の持続可能性の向上を謳い、富裕税への課税強化のほか、日銀保有国債の一部永久国債化、そして賃金上昇率が物価 +2%で消費税率を戻すといったことがあげられていた。日本維新の会は、経済成長・歳出削減・歳入改革による財政再建を提示し、基礎的財政収支（プライマリーバランス）黒字化の目標期限を現実的なものに再設定し、増税のみに頼らない姿勢を打ち出していた。

与党では自由民主党が、2025年度のプライマリーバランス黒字化、債務残高対GDP比低減の

財政健全化目標堅持に特徴があるものの、方策は歳出改革努力であり、そもそも経済成長なくして財政健全化なしとしている。公明党も財政健全化を明記するも、「経済あっての財政」が基本方針である。

こうしてみると、日本共産党を除くと、財政再建は成長が前提のうえ具体的な提案は少ないものの、中長期的な財政規律の必要性を示している。

物価上昇の悪影響

減税や支出増を大々的に打ち出す一方、財政健全化にも触れている背景には、各党とも財政規律を無視できないことがあげられよう。

一般的に財政赤字は、金利の上昇や物価上昇、クラウディング・アウト、自国通貨安による輸入インフレ、そして後世代への負担転嫁などが悪影響として危惧される。日本銀行の異次元緩和により長期金利は抑え込まれているが、政策の持続可能性に難がある。現在の日本の物価上昇は財政赤字を起因としていないが、財政赤字による金利の上昇やさらなる物価上昇の可能性がある。

日本銀行の国債保有額は、2022年8月末で

548兆円と日本銀行の資産の77%に達する（図）。これは、第二次安倍政権発足直前の2012年11月末の112兆円と比較し400兆円強の増加である。国債価格下落時には日本銀行の資産が傷み、円の価値をさらに下げ輸入インフレ加速の恐れがある。

理論的には、財政赤字はマクロ経済に悪影響を及ぼさないという学説もある。例えば自国通貨で債務を負っている場合や、国内で貯蓄投資差額が資金余剰の際には問題を生じないといった考えである。しかし、歴史的に見てこうした理論を現実の政策に反映させることは、非常に危険である。その理由は、物価上昇が弱者にこそ厳しいからである。

経済主体別では、家計が物価上昇の犠牲となる。日本銀行の資金循環統計における2021年度末の主な経済主体別の金融資産・負債を見ると、家計は1,632兆円の金融資産超、法人企業（非金融法人企業と金融機関の合計）は549兆円の金融負債超、そして一般政府が693兆円の金融負債超である。物価上昇は、金融資産や金融負債を実質的に減価する。企業と政府の純負債が実質的に軽くなり、家計の純資産も実質的に少なくなる。また、法人所得課税は原則定率の一方、個人所得課税は所得税が累進課税の為、実質所得が不変でも適用税率が上昇し税負担増となる。これらのことから、物価上昇はインフレ税などと称されることもある。

家計も個別に見れば様々だが、世代としては高齢者世帯がとくに金融資産超である。家計調査年報（貯蓄・負債編）によれば、二人以上世帯における2021年平均の世帯主年齢40歳未満では640万円の金融負債超、40歳代で貯蓄1,134万円に負債1,172万円とほぼ同額、50歳代以上は負債より貯蓄が多い。50歳代で1,154万円、60歳代が2,323万円、70歳以上は2,232万円の貯蓄超である。このように、高齢者世帯ほど物価上昇による金融資産減価の影響を受けやすい。また、公的年金支給額はマクロ経済スライドのためインフレ耐性は不十分である。つまり、家計のなかでも労働所得を持たないあるいは十分でない高齢者世帯が、物価上昇で最大の犠牲者となる可能性が高い。

憲法で財政規律を定める国も

ユーロ圏の国の場合、マーストリヒト条約（1993年発効）でユーロ参加条件として、一般政府の財政赤字の名目GDP比3%以下と政府債務残高の同60%以下などの収斂基準が課された。ユーロ参加後も、ユーロの価値安定のため継続的に収斂基準を満たす必要がある。ユーロ圏の国の中には、憲法で財政規律の遵守を定める国もある¹。

スペイン憲法第135条2項では、「欧州連合の各加盟国に対して定める限度を超えて、構造的な財政赤字を発生させてはならない。」²とし、同条3項で「公債発行額は、欧州連合運営条約によって定められた基準を超えてはならない。」としている。ただし、大災害や景気後退はじめ緊急事態に対応する例外規定が同条4項に定められている。

また、ポーランド共和国憲法では、「債務の借入及び金融保証及び保険の付与については、その結果、国の公的債務が年間の国内総生産の5分の3を超えるような債務の借入及び金融保証及び保険の付与を行ってはならない。」（第216条5項）として、収斂基準の一部と同じ制限をかけている。

さらに、日本の財政運営にとってはドイツが参考になる³。ドイツ連邦基本法の公債関連規定は、2009年7月改正によって、従来の建設公債の原則中心から財政赤字の対GDP比による規律維持に変わった。背景には、金融危機による財政悪化があった。まず、経済全体の均衡に対する考慮規定を維持する一方、收支均衡の原則（第109条3項）が新たに追加された。ただし、信用調達による収入が名目GDP比0.35%以下の場合、均衡とみなされる。連邦による信用調達を規定する第115条2項では、異常な景気変動への対応として、信用調達の上限を超える場合に監視勘定への記録を定めている。そして、次の段階として、名目GDP比1.5%という信用調達の限界値を設け、これを超える場合には景気が上向いた際にそれを解消する義務を課した。つまり、信用調達の名目GDP比0.35%以内が問題なしの第一段階、0.35%超1.5%までが例外

表 G7各国の財政状況(一般政府、名目GDP比)

	財政収支		プライマリーバランス		政府債務残高(グロス)		政府債務残高(ネット)	
	2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年	2021年	2022年
日本	-5.7	-6.9	-5.2	-6.5	240.5	244.7	131.9	136.1
アメリカ	-11.8	-6.7	-9.3	-4.5	127.6	126.1	99.1	97.6
イギリス	-8.3	-5.3	-5.9	-2.5	143.1	139.2	105.0	101.1
ドイツ	-3.8	-3.4	-3.4	-3.0	78.0	79.0	32.5	33.4
フランス	-6.4	-5.4	-5.2	-4.1	137.9	139.5	87.0	88.5
イタリア	-7.2	-6.1	-3.9	-2.8	175.0	174.4	144.3	142.9
カナダ	-5.0	-2.4	-5.5	-2.3	117.3	117.0	23.9	23.6
OECD計	-7.4	-5.0	-5.8	-3.5	125.0	124.4	75.2	74.8

注：2022年はOECDによる予測

出所：OECD(2022) *Economic Outlook 111*(June,2022),OECD.により作成

だが解消義務の課されない第二段階、1.5%超が解消義務付きの第三段階である。

日本の財政ルールは厳格

日本は、憲法で財政規律は定めていないが、公債の発行などは、厳格なルールに基づいている。財政法などの公債関連ルールは、戦争財政への反省が背景にある。戦費調達のため大量の公債を発行したこと、そしてその公債が戦後のハイパーインフレを起こし国民生活を破壊したことである。

財政法第4条は、公債発行を原則不発行とし、公共事業、出資金、貸付金の財源とする場合のみその例外とすることで、戦費調達手段としての公債発行を禁じるとともに、総額に歯止めをかける意図があった。また、歳入に公債発行も含めて予算の議決対象とし、予算総則で新発債の年間発行限度額が設定される。そして、予算総則で公共事業費の範囲を定めるが、そこに列挙できる経費は国会答弁等によると、建設公債の償還に見合い将来の国民の資産として残る恒久施設が選定されている。

公債発行の限度額設定はアメリカやドイツで見られるが、イギリスやフランスではない。公債発行を予算に含め議決対象とすることも、そもそもアメリカとイギリスは歳入全体が議決対象外で、フランスは歳入こそ議決対象だが公債発行は対象外である。新たな歳出予算の財源となる新発債と借換債の区

別も、上記4か国では見られない。また、歳入補填債と資金繰り債の区別も、日本のほか上記4か国ではドイツで行われているにすぎない。

その上、日本は公債償還費も予算に含み、上記の国には存在しない厳格な減債制度を有する。その中核は、60年償還ルールである。前年度首の公債発行残高の100分の1.6（約60分の1）相当額を、一般会計から国債整理基金特別会計へ定率繰入する。これに、剰余金繰入が加わる。財政法第6条により、一般会計の決算剰余金の2分の1以上を国債償還財源に充てなければならない。

財政法第4条2項では、償還計画の作成を求めている。当該年度発行の公債の年度別償還予定期額等を示した償還計画表を、予算書に添付する。

このように、日本には財政規律を遵守すべく国際的に見ても厳しいルールが設けられている。しかし、実際には特例法による公債発行などで歯止めがかからず、財政赤字の水準は、フロー・ストックいずれもG7諸国中最悪の部類に入る（表）。

現実的なルールの作成を

現在の日本の財政運営は、非常に危ない賭けをしている状態である。賭けているのは家計、とくに一部の富裕層などを除いた一般の世帯や弱者の生活である。均衡財政を求めるものではないが、ドイツのように平時は財政赤字の縮小に努め、景気後

退などが発生した際に十分な支出や減税が実施可能な財政状況を構築すべきである。

プライマリーバランス黒字化や債務残高対GDP比低減の財政健全化目標そのものは、一定の合理性をもつ。しかし、上述の日本の財政ルールは、こうした目標達成と適合しづらい。現行の公債発行等の規定は、一度守れなくなるとその後の歯止めが効かない。また、著しい景気後退期やコロナ禍のような非常事態における対応が困難なうえ、その後の財政改善策の作成も義務付けられていない。特例公債は、1975年度以降、1991～93年間を例外として、継続的に発行されている⁴。また、かつて認められなかつた特例公債の借り換えも1984年度から可能になり、2012年度には毎年度の特例法制定が3年（現在は5年）に一度と、歯止めになつていなかつた。

日本国憲法に財政規律を求める条文を入れるのは、現実的ではない。財政規律を遵守可能な財政法改正が考えられる。建設公債の原則を定めた財政法第4条は、1947年の施行以来一度も改正されていない。一方、地方の建設公債の原則を定めた地方財政法第5条は、何度も改正している。ドイツの例を参考に、財政収支対GDP比と連動した新発債発行限度の設定、例外規定、そして例外状況後の健全化義務規定などを定める必要があるだろう。■

《注》

- 1 憲法で財政規律を定める国は他にも存在する。例えばユーロ導入国では、イタリア共和国憲法第81条1項が景気循環を加味したうえでの收支均衡、EU加盟国だがユーロ非導入国のハンガリーは基本法第36条4項でGDPの50%超の債務につながる予算を原則認めない（例外規定あり）。EU非加盟国の中でもスイスは、連邦憲法第126条1項で長期的な收支均衡を求めている。
- 2 各国憲法の訳文は、畠・小森田（2018）による。
- 3 ドイツの公債発行規定の変遷やその内容について詳しくは、浅羽（2010）を参照せよ。
- 4 1975年度より前は、1965年度に特例債を発行している。また、1991～93年度も様々なやりくりが存在していた。

《参考文献》

- 浅羽隆史（2010）「ドイツの公債発行におけるグローバル・ルールと国内ルール」（片桐正俊・御船洋・横山彰編著『グローバル化財政の新展開』中央大学出版部、263-285頁）
小村武（2016）『五訂版 予算と財政法』新日本法規
富田俊基（2006）『国債の歴史』東洋経済新報社
畠博行・小森田秋夫編（2018）『世界の憲法集〔第五版〕』有信堂
山岡規雄（2016）『各国憲法集（10）ハンガリー憲法』国立国会図書館調査及び立法考査局



消費税に対するスタンスからみる 租税政策再構築の必要性

其田 茂樹

地方自治総合研究所 常任研究員

本稿の課題と消費税の概要

本稿の課題は、2022年の参議院選挙における消費税に関する争点を整理し、今後の租税政策の課題を析出することである。その際に、2023年10月に本格的に導入されるインボイス制度についても言及する。

議論に入る前に、消費税について簡単に整理しておこう。

『税務大学校講本』(国税庁ウェブサイトで閲覧することができる)によれば、「消費税は、資産やサービスの消費に着目して税の負担を求めるものであり、原則として、全ての物品の販売やサービスの提供を課税対象とし、製造から卸へ、卸から小売へ、小売から消費者へと行われる全ての取引段階で、それぞれの事業者の取引金額に対し(中略)課税する課税ベースの広い間接税」であると説明されている。

さらに、消費税の垂直的公平については「消費水準に応じて比例的に税負担を求めることができるも

の、所得水準に対する税負担の逆進性が生じかねない」とする一方、水平的公平については「所得の種類等に関わらず、同等の消費水準の人には同等の負担を求めることができる」として高く評価し、中立性や簡素性、税収の安定性においても所得税と比較して積極的に評価し特徴づけている。

日本における消費税は、1989年に税率3%で導入され、地方消費税を含め5%、8%、10%と推移してきた(以下においても税率には地方消費税を含んで論述する)。インボイス制度との関連では、2019年10月に税率が10%となるに際して導入されたのが軽減税率制度であり、食料品などに対しては、税率を8%とすることとなっている。

図表1は、財務省が公表している一般会計税収の推移である。これによると、消費税は導入時点での税収3.3兆円から2022年度当初予算においては21.6兆円となっている。この間、消費税は税収の安定性を發揮し、税率の引き上げに伴って税収が増加した結果、法人税、所得税の税収を上回り最も税収の高い税目となっている。

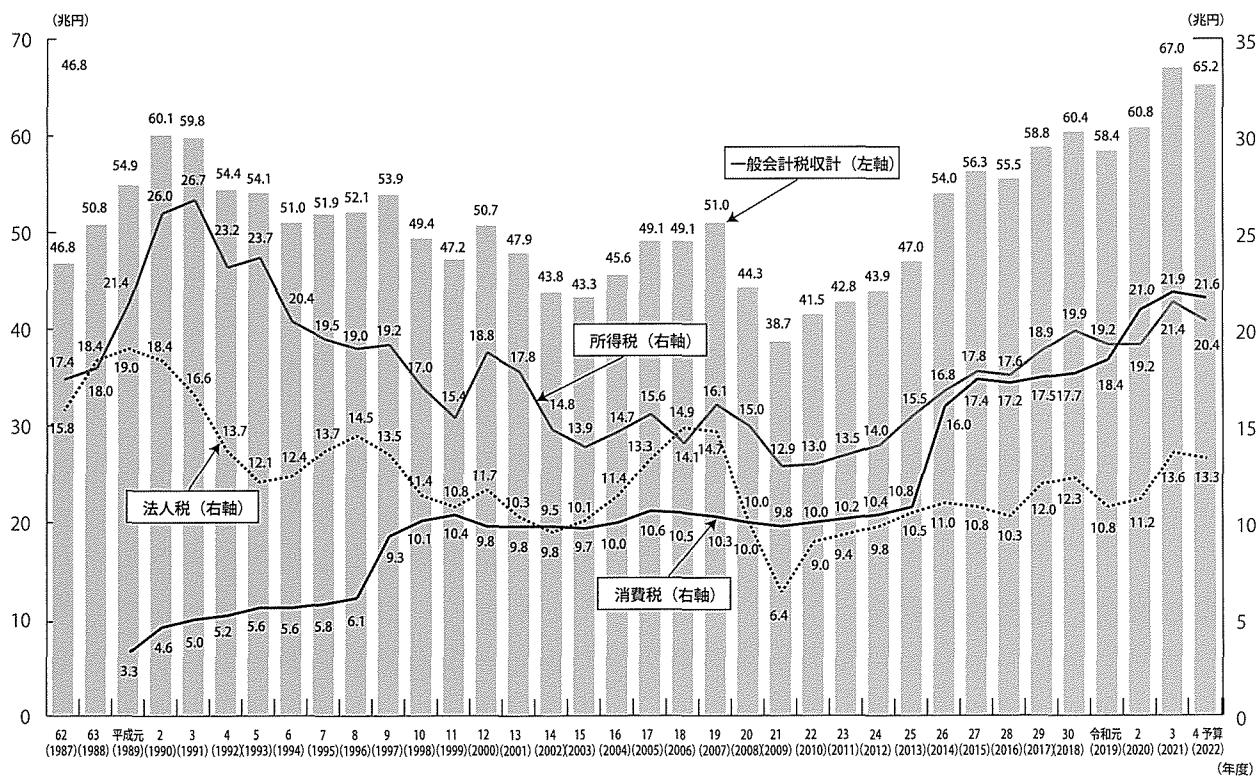
国税収入に占める個人所得課税、法人所得課税、消費課税の比率は、1990年度決算においてはそれぞれ41.4%、29.3%、22.0%であったものが、2022年度予算の段階では29.7%、24.3%、40.9%となっている。このように、消費税を中心とする消費課税が日本の国税収入の主要な位置を占めつつある現状を確認したうえで、次に、日本の消費税の導入に至る経緯や制度設計の特徴に触れ

そのだ しげき

横浜国立大学大学院国際社会科学研究科、単位取得退学。財政学・地方財政論専攻。藤沢市生清区研究員などを経て2012年より現職。

共著に『生活を支える社会のしくみを考える』(日本経済評論社、2019年)、『国税・森林環境税』(公人の友社、2021年)、編著に『自治から考える「自治体DX』』(公人の友社2021年)など。

図表1 一般会計税収の推移



(注) 令和3年度(2021)以前は決算額、令和4年度(2022)は予算額である。

(出所) 財務省ウェブサイト

ておこう。

日本の消費税とインボイス制度

日本の消費税について、導入以前の構想も含めて簡単に振り返ると、大平正芳内閣において「一般消費税」の導入が掲げられ総選挙の争点となつたが、選挙中に導入断念を表明(1979年10月)、中曾根康弘内閣においては、「売上税」の導入に向けその法案が国会に提出(1987年2月)されたものの、後に廃案になるなど構想は結実すしなかつた。

1989年4月、消費税導入にこぎつけた竹下登内閣もリクルート事件が影響したとはいえ間もなく退陣(1989年6月)以降においても細川護熙内閣の国民福祉税構想を発表したもののすぐに撤回(1994年2月)しその後辞任、橋本龍太郎内閣においては税率を5%に引き上げた(1997年4月)ものの、翌年の参院選で大敗、退陣に追い込まれている。消費税率を2度も引き上げながらそれなりに政権を維持できた安倍晋三内閣がむしろ異例であったことが確認できる。

消費税の制度設計をめぐっては、いわゆる益税問題が指摘されてきた。益税をもたらすものとして、売り上げの小さい事業者に対して消費税の納税義務を免除する免税点制度と消費税納付額の算出を簡素化する簡易課税制度(課税売上高に業種ごとに定められたみなし仕入率を用いて消費税額を計算できる)がある。消費税導入時における免税点は3,000万円、簡易課税制度の適用上限は5億円でみなし仕入率は90%、80%の2通りであった。

その後、免税点は1,000万円に簡易課税制度の適用上限は5,000万円、みなし仕入率は細分化されて業種によっては40%にまで引き下げられるなどしてきたが、それでも、フランス、イギリス、ドイツ等と比較して簡易課税制度の適用範囲が広いと思われる。

消費税導入の当初から、帳簿方式ではなくインボイス制度(EC型付加価値税)を導入すべきという声は一定程度あったが、結局のところ事業者の事務負担や取引慣行への配慮が優先されることになった。竹下内閣退陣のち、宇野宗佑内閣の退陣を経て海部俊樹内閣の下で実施された解散・総

図表2 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要

(2022年1月現在)

	英国	ドイツ	フランス	EC指令	《参考》 日本 【区分記載請求書等保存方式】	《参考》 日本 【適格請求書等保存方式】 (R5.10.1 ~)
仕入税額控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	帳簿及び請求書等の保存 が要件 仕入れ等に係る税込価額 から一括して割り戻す形 (税込価額×7.8/110)で 計算した消費税額を控除	帳簿及び適格請求書等(イン ボイス)の保存が要件 ①インボイスに記載のある消 費税額等を積上げて計算する 「積上げ計算」 ②適用税率毎の取引総額を 割り戻して計算する「割り戻し 計算」のいずれかを選択して 計算した消費税額を控除
発行資格・義務者	登録事業者（付加価値税番号が付与される） ※非登録事業者（免税事業者）は発行不可	事業者 ※免税事業者もインボイスの発行はできるが、税額の記載不可	事業者 ※免税事業者もインボイスの発行はできるが、税額の記載不可	事業者 ※免税事業者は税額の記載不可	請求書等の発行者に制限なし	登録事業者（登録番号が付与される） ※非登録事業者（免税者）は発行不可
記載事項	①年月日 ②付加価値税番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号（連続番号） ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額 等	①年月日 ②付加価値税番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号（連続番号） ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額 等	①年月日 ②付加価値税番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号（連続番号） ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額 等	①年月日 ②付加価値税番号 ③供給者の住所・氏名 ④発行番号（連続番号） ⑤顧客の住所・氏名 ⑥財貨・サービスの内容 ⑦税抜対価 ⑧適用税率・税額 等	【請求書等の記載事項】 ①年月日 ②書類の作成者の氏名又は 名称 ③書類の交付を受ける当 該事業者の氏名又は名称 ④資産又は役務の内容(軽減 税率対象である場合その旨) ⑤税率の異なるごとに区分 して合計した税込対価 ※税額の記載は任意	【インボイスの記載事項】 ①年月日 ②書類の作成者の氏名又は 名称及び登録番号 ③書類の交付を受ける当 該事業者の氏名又は名称 ④資産又は役務の内容(軽減 税率対象である場合その旨) ⑤税率の異なるごとに区分 して合計した税込対価 ※税額の記載は任意
免税事業者からの仕入れ	インボイスがないため、 仕入税額控除できない。 非登録事業者がインボイス を発行した場合にも、 インボイス受領者が善意 である場合を除き、原則 税額控除不可（当該免税 事業者には、記載税額の 納付義務あり。）	インボイスに税額の記載 がないため、仕入税額控 除できない。 免税事業者が税額を記載 した場合にも、税額控除 不可（当該免税事業者に は、記載税額の納付義務 あり。）	インボイスに税額の記載 がないため、仕入税額控 除できない。 免税事業者が税額を記載 した場合にも、税額控除 不可（当該免税事業者に は、記載税額の納付義務 あり。）	—	免税事業者が発行した請 求書等の場合にも、税額 控除を容認。	インボイスがないため、仕 入税額控除ができない。

(注) 上記は、各国における原則的な取り扱いを記載。なお、日本及び付加価値税の存在しない米国を除くOECD諸国ではインボイス制度が導入されている。

(出所) 財務省ウェブサイト

選挙(1990年2月)においては、この間、野党は消費税廃止法案を参議院通過させるなどし、消費税廃止を公約していたものの自民党的政権基盤を切り崩すには至らず(議席は減らしたものの安定多数)、日本社会党は躍進したが、公明党、民社党、日本共产党は議席を減らす結果となっている。

日本の消費税は、2019年10月に軽減税率が導入されるまでの期間において地方消費税の導入はなされたものの単一の税率で推移してきた。したがって、帳簿方式でも対応可能であったのだが、軽減税率により複数の税率で取引することになるとインボイスは不可欠のものになる。このことは、消費税導入の議論の当初から指摘されていることであり、図表2で確認できるように多くの国々で採用されている方式であることから、特に日本においてのみ、導入のハードルが高いということは考えにくい。

日本においては、インボイス制度（適格請求書等

保存方式）を導入する手前で、図表2にあるような区分記載請求書等保存方式を導入、2023年10月以降も事業者によってはインボイス制度導入に一定の経過措置が設けられることになっている。

消費税に関する各党のスタンス

ここで、2022年7月の参議院選挙における消費税に関する公約等を簡単に比較する（ここでは、自由民主党、立憲民主党、公明党、日本維新の会、日本共产党、国民民主党、れいわ新選組、社民党を対象とする）。報道等で明らかのように、与党（自由民主党・公明党）は、消費税率に関しては維持するとの立場であった。したがって、公約等において消費税率への言及はないが、選挙戦を通して「引き下げは考えていない」（岸田文雄首相）、「消費税は社会保障を支えるために使われている」（山口那津男代表）との主

張を展開した旨報じられている（『朝日新聞』2022年7月4日など）。

野党で消費税に対して最も厳しい姿勢で選挙戦に臨んだのはれいわ新選組であった。同党は、れいわ新選組参議院選挙2022緊急政策の筆頭に「消費税は廃止 インボイス廃止」を掲げ、「消費税収は社会保障の一部にしか使われていません。法人税減税と消費税増税は常にセット。消費税収の約73%が法人税減税の穴埋めに使われていたといえます。」などと主張した。

社民党は、「コロナ禍からの生活再建のため、消費税の3年間ゼロ税率を提案します。消費税の減税は、幅広く消費者に恩恵を行き渡らせることができます。」との主張を【参院選2022】選挙公約に掲げている。

立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、国民民主党の各党は、消費税率の5%への引き下げを公約した。具体的には、「コロナ禍や物価高騰により、国民生活や国内産業に甚大な痛みが生じていていることを踏まえ、税率5%への時限的な消費税減税を実施します。」（立憲民主党政策集2022）、「消費税の軽減税率を現行の8%から段階的に3%（状況により0%）に引き下げ、現下の物価高騰に対応します。その後は消費税本体を2年を目安に5%に引き下げ、日本経済の長期低迷とコロナ禍を打破します。」（日本維新の会2022政策パンフレット）「【消費税をただちに5%に減税します】消費税減税は、物価高騰から暮らしと営業を守るうえでも、日本経済を強くするうえでも、今、いちばん求められる対策です。」（日本共産党2022年参議院選挙政策）「物価が上がり景気が低迷するstagflationに陥らなければ、賃金上昇率が物価+2%に達するまでの間、消費税減税(10%→5%)を行います。」（国民民主党政策パンフレット）等の主張である。

減税の期間について、3年としている社民党は、「課税の再開にあたっては、本来の役割であった社会保障財源として検証を行い、税制全体の改革をすすめます。」と、若干の含みを残しているようにも思われる。また、日本共産党は、特に言及がなく恒久的な減税を想定しているものと思われる。立憲

民主党は、「時限的措置の終了(税率の再引き上げ)の時期は、物価・経済及び家計負担の状況などを踏まえ、総合的に判断します。」（生活安全保障PR冊子）として、具体的な期間は区切っておらず、日本維新の会は2年程度、国民民主党は賃金上昇率を減税期間終了の判断材料としていることがわかる。

インボイス制度に関する各党のスタンス

次にインボイス制度について確認しておこう。日本維新の会の公約等においてインボイス制度への言及は見受けられないが、「物価高騰、コロナ禍に対する特例措置終了後は、消費税については軽減税率制度を廃止した上で8%とし、将来的な地方税化と税制改革を合わせて検討します。」（日本維新の会 政策提言 維新八策 2022）とあり、インボイス制度よりも将来的な単一税率化を優先しているようと思われる。

自由民主党は、「事業者の方々には、引き続き制度の周知・広報や相談への丁寧な対応を徹底するとともに、特に中小事業者のバックオフィスの負担軽減に資する取組みを着実に実施していきます。更に、制度移行にともない、小規模事業者が一方的に不当な値引きなどを求められないよう、独禁法や下請法といった関係法令に基づいて適切に対処していきます。」（自民党総合政策集2022 J－ファイル）と公明党は「インボイス制度への対応も見据え、中小企業のITツールの導入やPC等のハード購入補助等を行います。また、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援します。」（公明党参院選政策集 Manifesto2022）として、円滑な導入に向けた施策の展開を主張している。

残る各党は、「免税事業者が取引過程から排除されたり、不当な値下げ圧力を受けたり、廃業を迫られたりしかねないといった懸念や、インボイスの発行・保存等にかかるコストが大きな負担になるとといった問題があることから、廃止します。」（立憲民主党）、「零細な事業者やフリーランスを苦しめるインボイスの導入は、ただちに中止します。」（日本共産

党)、「中小事業者の負担などを踏まえ、インボイス制度は導入しません。」(国民民主党)、「中小・個人事業者から免税事業者が取引から排除されかねない、コスト負担が過大であるなどの声があがっています。導入時期の延期と制度の改善を検討します。」(社民党)、「中小事業者やフリーランスに過剰な負担を強い「インボイス制度」の導入は撤回する。」(れいわ新選組)との主張が展開された。

消費税の廃止や減税にともない、複数税率ではなくなる(減税時等において軽減税率は設けない)ことからインボイス制度を重視していない可能性もあるが、インボイス反対の主張としては、単一税率でスタートした日本の消費税導入時における議論と大きく変わらないように見受けられる。

求められる租税政策の再構築

以上において、本稿では消費税の概要を整理しつつ参議院選挙における各党のスタンスを整理してきた。コロナ禍を経たという特殊な事情もあり、財政再建をめぐる議論はほぼ棚上げされた一方で、本稿で取り上げられなかつた政党等も含め、消費税に関してはその減税や廃止を主張するものが目立つ。これらは、コロナ禍にあって生計の維持に苦慮する家計が見受けられたところから、一見わかりやすくそれらの家計を支援する政策として主張されたものと思われる。また、海外において付加価値税の減税を実施した事例などが紹介されており、それが影響した可能性もある。ただし、海外において実施された減税の多くは、特定の品目やサービスの消費に関するものであつたり、中小企業等を対象とした減免であつたりするものであり、付加価値税そのものの税率を実際に引き下げた事例はドイツなどごく一部に限られる(ドイツでは、2020年7月から半年間標準税率を3%、軽減税率を2%それぞれ減税している)。

紙幅の関係で個別には言及しないが、消費税減税に対する財源の措置として富裕層への課税強化、企業の内部留保への課税、法人税率の引き上げ・累進課税化などが挙げられている。消費税減

税によるインパクトは、社会保障のみならず地方交付税や、地方消費税にも及ぶ。それらを埋め合わせるだけの富裕層への増税等の具体像が示されるのは至っておらず、また、財政健全化を目指すか否かに関わらず、どの程度の収支の水準を目指すかについてのビジョンが示されている公約も少なかつたように思われる。

かつて、選挙公約とマニフェストを区別してマニフェストにおいて具体的な工程や財源を示すべきとした主張もあったように記憶するが、本稿の執筆にあたり確認した限りにおいて、参議院選挙であったことも影響してかそのような意味でのマニフェストは見受けられなかった。

財政政策そのものが、選挙の争点になることは多くなく、日本においては消費税の導入・税率の変更は数少ない事例であろう。しかし、この間、図表1でみたように消費税が日本において主要な税目となった現状における政策論争としては課題が多くなったよう思われる。

むしろ、インボイス制度についてはその導入よりも、中小事業者やフリーランス(消費税創設時と比較すると、この、フリーランスへの言及がやや新しいと思われる)の収益がいわゆる益税を含めたかたちで判断されていることの方が問題なのであり、これらの検討から、雇用等への問題へ展開する必要があつたのではないかと思われる。

例えば、自由民主党は、「シルバー人材センターについて、消費税におけるいわゆるインボイス制度への対応を含め、安定的な事業運営や更なる活用のための環境の整備を図ります。」と言及しており、地方議会等からは、シルバー人材センターについてインボイス制度の適用から除外するような要望が出されているが、そもそも、会員の高齢者とシルバー人材センターとの間に雇用関係がないことをどのように考えるのかなどの方が、争点としては重要であると思われる。

このように、税制も含めて従来の制度を所与とするばかりではなく、少子高齢化・人口減少が進んだ現状において社会保険料との関係も含めた租税政策の再構築が求められているように思われる。■

防衛関係費の増額¹

—「GDP比2%以上」という虚像—

飛田 博史

地方自治総合研究所 副所長

はじめに

今年7月の参議院選挙において、防衛関係費は重要な争点となった。自民党の選挙公約パンフレットでは「1 毅然とした外交・安全保障で“日本を”守る」とする安全保障が冒頭に掲げられ、国防力の抜本的強化策として、NATO（北大西洋条約機構）諸国の国防予算の目標値であるGDP比2%以上を今後5カ年以内に達成することが明記された。実は同じ公約は、2021年10月末の衆議院選挙の党政策集である「政策BANK」でも明記されていたが、今回はロシアによるウクライナ侵攻や緊迫する台湾情勢などを背景に、国民の安全保障への関心が高まるなかで、公約のトップに押し出したとみられる。事実、NHKが選挙4週間前に行った世論調査によれば、選挙の際に重視する課題として「経済対策」(42%)について高かったのが「外交・安全保障」(17%)であり、昨年の衆議院選挙前の調査の

8%を大きく上回る結果となった。

すでに政府は6月の経済財政運営と改革の基本方針2022（いわゆる骨太方針）で、NATO諸国の国防予算の目標値GDP比2%以上を例に、防衛力強化を明記しており、参議院選での自民党圧勝を受けて、政府・与党とも防衛力強化へ向けた議論を本格化させている。

政府は中期的な防衛方針を定める「国家安全保障戦略」をはじめとする安保3文書（後述）の改定を1年前倒し、年末の策定へ向けて検討を始めており、9月1日に公表された有識者との意見交換では、防衛費のGDP比2%の5～10年での達成や反撃能力の必要性などを求める意見もみられた。また、今後必要となる防衛力の内容、予算規模、財源確保などを一体的に議論する「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」を立ち上げ、9月30日に第1回の会合を開催した。

来年度予算へ向けても、防衛省は積極的な姿勢を見せており、8月末に締め切られた来年度予算の概算要求において、防衛省は当初予算ベースで過去最高額の5兆5947億円を計上し、さらに金額を示さない事項要求も例年の3倍弱となる160件に上っており、「2%」の数字を見据えた予算拡大の勢いがうかがえる。

本稿では政府・与党が目指す防衛関係費「GDP比2%以上」が、日本の安全保障政策にとってどれだけ意味のある数字なのか、防衛関係費の構造や近年の予算状況から考えてみたい。

とびた ひろし

明治大学大学院政治経済学研究科博士前期課程修了。経済学修士。専門分野は地方財政論。1998年より（公財）地方自治総合研究所研究員。

著書に『財政の自治』（単著、公人社、2013年）、『苦悩する農山村の財政学』（共著、公人社、2008年）、『国税・森林環境税一問題だらけの増税』（共著、公人の友社、2021年）など。

安保3文書と防衛関係費予算

防衛関係費の毎年度の予算は、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画(以下「中期防」と呼ぶ)のいわゆる安保3文書をフレームワークとしており、これらの文書は国家安全保障会議において決定および閣議決定される。

国家安全保障戦略は「外交政策・防衛政策を中心とする国家安全保障の基本方針」(令和4年度防衛白書195ページ)であり、防衛計画の大綱は同戦略にもとづき「防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準などを示す」(同上)もので、いずれもおおむね10年程度の期間を想定している。中期防は防衛大綱を踏まえ「防衛力の目標水準達成のために、5カ年の経費の総額の限度と主要装備の整備数量を明示」(同上)したものである。これらの3文書を踏まえて、毎年度の防衛関係費を予算に計上していく。すなわち、毎年度の予算は突発的な安全保障の案件がない限り、中期的な装備計画に沿って、確度の高い編成ができる仕組みとなっている。

防衛関係費の構造

(1) 予算の内容

防衛関係費は主に①「人件・糧食費」と「物件費」からなる。人件・糧食費は自衛隊員の給与、退職金、営内での食事などの人にかかる経費。物件費は防衛装備品等の調達・修理・装備、燃料の購入、施設整備、研究開発、基地周辺対策、在日米軍駐留などの経費である。さらに物件費は②「歳出化経費」と③「一般物件費」に分かれ、このうち歳出化経費は過去の契約にもとづく当該年度の支出で、防衛装備品等の購入や維持費などが大半を占める。一方、一般物件費は当該年度の契約にもとづく新規の後年度負担の初年度分および維持費等や基地対策経費などである。

①～③の経費の構成をみると①が予算の4割強、②が4割弱、③が2割程度であり、後年度負担

をともなう歳出化経費の割合が高いことがわかる。

つまり、防衛関係費には将来的な債務負担をともなう支出がかなり高い割合を占めており、単年度の予算では実質的な予算全体を捉えにくい構造となっている。

(2) SACO関係経費および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分

防衛関係費の予算には、このほかにSACO関係経費および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(以下、あわせて「SACO等経費」と呼ぶ)というのがある。SACO関係経費とは、沖縄県民の負担軽減のための協議の場として日米両政府で設置した「沖縄に関する特別行動委員会SACO」において1996年12月にとりまとめられた最終報告にもとづく各種事業費で、土地返還のための事業や実弾射撃訓練の本土移転にともなう諸経費などが含まれる。一方、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分は、在沖米海兵隊のグアムへの移転経費や普天間飛行場移設事業費など、米軍再編にともなう地元負担軽減関連経費である。予算関連資料では一般的に中期防の対象経費としてSACO等経費を含まない金額が表記され、これを含む金額は注記にとどめており、防衛関係費のGDP比についても含まない金額で試算される場合が多い。

(3) GDP比

ところで、防衛関係費の規模の目安となるGDP比は、1976年11月に当時の三木内閣のもとで閣議決定した「当面の防衛力整備について」において、防衛関係費総額のGNP比1%枠内という基準が明記されたことに始まる。政府は1958年度以来、防衛力の整備目標を定める「防衛力整備計画」(第1次～第4次)をもとに、毎年度の防衛関係予算を計上していたが、その増加基調を見直すため、新たに平和時の防衛力として「基盤的防衛力」という構想を打ち出し、1976年10月に「昭和52年度以降に係る防衛計画大綱について」(以下「51大綱」と呼ぶ)を閣議決定した。同年11月には「当面の防衛力整備について」を閣議決定し、毎年度

の防衛関係費総額がGNP比1%を超えないこと（以下「1%枠ルール」と呼ぶ）が明記された。しかし、その後の日本経済が低成長時代を迎えるなかで、1980年度予算では1%を超えるなど1%枠ルールを維持することが困難となり、1981年12月に中曾根内閣のもとでその廃止が閣議決定され、これに代わり、新たに策定された「中期防」において、計画期間内の総額の枠内に各年度の予算を収める「総額明示方式」を採用することになった。その後は「51大綱」の精神を尊重するとして予算編成上の目安としては廃止され、今日にいたっている。なお、財務省の予算資料（予算のポイント）では2017年度予算より備考においてGDP比を明記するようになった。

防衛関係費予算の状況

（1）2022年度当初予算の概要

2022年度当初予算ベースで5兆1788億円、SACO等経費を含むと5兆4005億円と、いずれも過去最高額を更新し、2012年度以来10年連続で増加している。

防衛省の予算の考え方によれば「多次元統合防衛力」の構築をかけ、「宇宙・サイバー・電磁波といった新領域における能力、海空領域における能力、多様な経空脅威へ対処する総合ミサイル防空能力、スタンド・オフ防衛能力、機動・展開能力、弾薬の確保や装備品の維持整備等、こうした変化への対応に必要な防衛力を大幅に強化」するとしている。また、「ゲーム・チェンジャーとなり得る技術等の研究開発や防衛産業基盤を強化する」として、国内の防衛産業の育成にも力点をおいている。

（2）2021年度補正予算

2021年度以降は「防衛力強化加速パッケージ」を打ち出し、2021年度補正予算と2022年度当初予算を一体化したいわゆる16ヶ月予算を編成し、実質的な予算規模を拡大させており、2021年度の補正予算では過去最高の6873億円（SACO等経費含め7738億円）が計上された。予算

の主な内容は能力向上型迎撃ミサイル等の防衛装備品の取得、防衛装備品の安定納入のための装備品製造等の前払いの実施、辺野古新基地建設費などが盛り込まれ、例年ない防衛力強化への支出がみられる。ただし、補正予算に防衛関係費を数千億円規模で計上するのは、第2次安倍政権²で最初に編成された2012年度補正予算以来、経年化しており、今回の「加速パッケージ」はこの予算手法を大幅に拡大した措置といえる。

「GDP比2%以上」という虚像

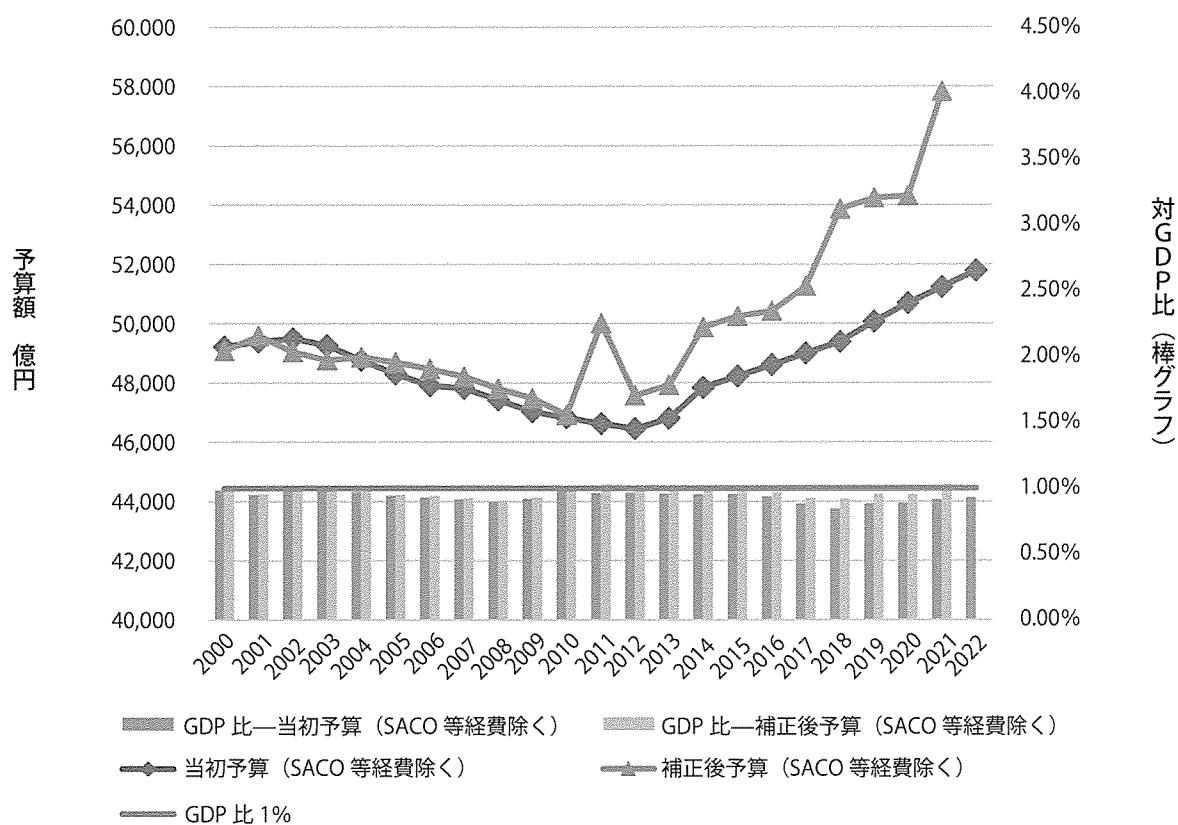
（1）補正予算で肥大化

防衛関係費のGDP比は基本的に当初予算で捉えているが、補正予算を含めるとその様相は大きく異なる。図表1は2000年度以降の防衛関係費予算の規模とGDP比を表したものである。まず、当初予算についてみると2012年度の4兆6453億円で底を打ち、第2次安倍政権以降、一貫して増加している。GDP比の推移でみると2010年度を除けば1%以内に収まっており、政府の高い経済見通しの上で防衛関係費の増加がGDP比にはね返らない状況で推移してきた。

次に、補正予算後の推移をみると、2011年度の東日本大震災にともなう補正の翌年以降も、当初予算と補正予算の差がみられるようになり、とくに2018年度、2021年度を節目に急増している。防衛省資料で補正予算額をみると2012年度の緊急経済対策を皮切りに2000億円前後で推移し、2018年度には約4000億円、さらに加速パッケージの期間に入り6000億円台まで増加している。SACO等経費を除く補正後予算額のGDP比をみてもおおむね1%枠内で推移しているものの、2021年度は1%を超えており、今後はさらに拡大する可能性がある。

2021年度の補正予算はすでに述べたように一連の防衛装備品などが計上されており、このなかにはアメリカ政府から最新装備を直接購入する「対外有償軍事援助（FMS）」など、中期防において計画的に見積もられているはずの歳出も多く含まれて

図表1 防衛関係費予算の推移



出所：各年度の政府予算書および防衛省予算資料より作成

いる。

財政法第29条では補正予算の編成について一定の制約を課しており「法律上又は契約上の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出」などが条件となっている。これに照らしてこれらの補正予算の内容が「予算作成後に生じた事由」や「特に緊要となった経費の支出」に相当するかは疑問であり、補正予算が本予算を小さくみせる「第二の財布」となっているといった指摘もある（東京新聞2018年11月1日朝刊）。このように補正予算が常態化した予算規模のもとでは、当初予算ベースでGDP比2%以上という目標自体の信憑性が疑われる。

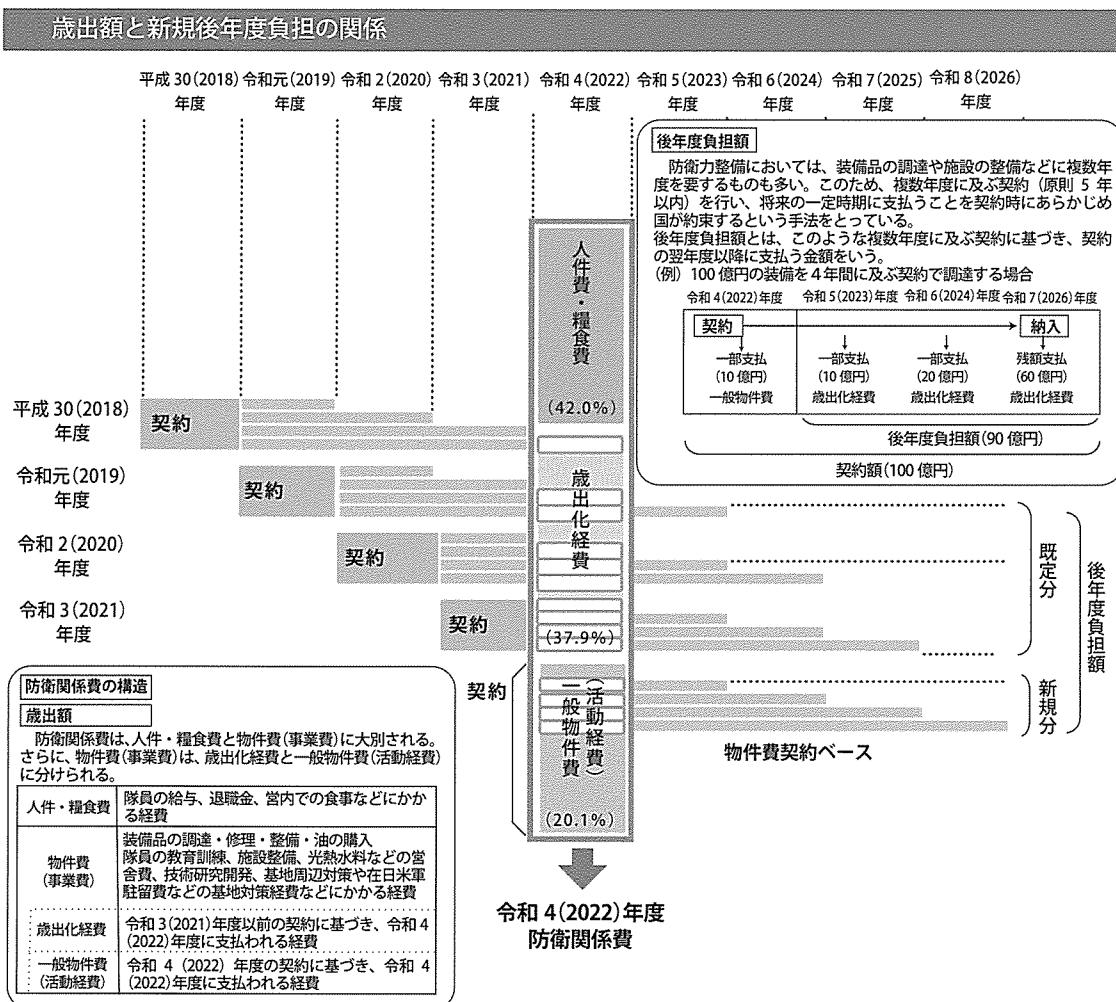
(2) 累積する後年度負担

他の省庁経費と比べた防衛関係費の特徴は、後年度負担をともなう歳出化経費などが歳出の大きな割合を占めている点である。図表2は2022年

度の予算でみた歳出額と後年度負担の関係である。防衛装備品の多くは、その費用を複数年度にわたり分割払いし、その年々の経費が歳出化経費として計上される。また、一般物件費の一部も契約の初年度の経費が計上されるため、後年度負担をともなう。こうした後年度負担は内外の装備品購入の拡大にともない増加の一途をたどっており、2022年度当初の後年度負担見通しは5兆3342億円と当初予算並みの水準に達している。これは10年前の1.8倍増と予算の伸び率を大きく上回つており、予算に占める歳出化経費の割合が拡大しきれ、他の経費枠を圧迫することが予想される。

こうした後年度負担をともなう歳出構造を単年度のGDP比でとらえ、予算の規模を論ずることは、政府予算全体に潜在的な債務負担のリスクを負わせることになる。目の前の予算枠だけにとらわれず、将来負担を織り込んだ予算見通しから防衛関係費のあり方を論じる必要がある。

図表2 2022年度の防衛関係費予算と後年度負担の関係



(資料) 防衛省『令和4年度 防衛白書』219ページより抜粋

(3) NATO基準からみて狭い防衛関係費概念

冒頭で述べたように「GDP比2%以上」はNATO基準に倣ったものだが、そもそもNATO基準の防衛費の対象は日本のそれよりも広く、恩給、PKO拠出金など「軍隊の組織下で活動できる」³経費が含まれる。2022年1月14日の岸防衛大臣の記者会見によれば、2021年度の当初予算、補正予算を含めてNATO基準で試算すると日本の防衛関係費はGDP比1.24%に達している⁴。さらに、SACO等経費を含めると筆者の試算では0.06ポイント程度上昇するため、すでに1%枠を大きく上回っている。政府は2023年度から各府省庁の安全保障関連経費を合算する「国防関係予算」という予算枠の検討に入ったとの報道⁵もあるが、そうなると自民党の目指すGDP比2%以上、すなわち5年間で5兆円程度を真水で確保するには、さ

らに予算を積み増ししなければならず、予算確保の実現可能性がより後退するだろう。

(4) インフレ、円安の影響

防衛装備品の調達価格は従来から為替変動の影響、製造企業が特定されることによる寡占市場化などにより上昇傾向にある。そうしたなかで今年に入りウクライナ情勢の影響やコロナ後の世界的な需要拡大、原油高、さらに歴史的な円安が加わり、防衛装備品の調達価格のさらなる上昇が懸念される。2022年度の防衛関係費の予算をみると、為替レートは108円と実勢とかけ離れた水準で見積もっており、円安基調を織り込んだ場合、現状の防衛力の水準を維持するだけでも支出の膨張は避けられず、さらに「反撃能力」を備える防衛力の強化はドル建てのFMS調達費用をさらに押し上げるこ

とになり、GDP比2%の目標自体が甘い見積もりになりかねない。

安全保障をめぐる国民的議論の必要性

本稿では防衛関係費の「GDP比2%以上」をめぐる課題について検討してきたが、政府・与党の狙いは必ずしも「2%」=5兆円ではなく、現状より予算を数兆円規模で拡大する「以上」にあるかもしない。

いずれにしても今後大きな課題となるのは財源問題である。数千億円程度の財源を捻出するのであれば、予算配分のやりくりで対応できるだろうが、数兆円規模を目指すとなると小手先の手法は通用せず、増税をともなう抜本的な財源確保策を講じざるを得ない。与党税調では来年度税制改正へ向けて財源確保へ向けた増税問題を取り上げる見通しであり、政府部内では将来的な増税を担保とする「つなぎ国債」での財源確保を検討している。しかし、今年10月に行ったNHKの世論調査では、防衛費増額に55%が賛成しているものの、その財源確保として61%が「他の予算を削る」を支持しており、増税を支持するのは16%、国債発行を合わせても35%と政府の思惑とは正反対の結果となっている。増税あるいは借金をするにしても、歳出を削るにしても、その財源確保は政権を揺るがしかねない厳しい選択の道である。

これまで日本の安全保障は1%枠ルールを暗黙の目安として予定調和の国民合意を得てきた。しかし、政府がこれを超えることを宣言するからには、安全保障のあり方とその財源確保の方策を国民に向けて十分説明することが求められる。少なくとも財政問題については「加速パッケージ」のような当

初予算と補正予算に跨がる隠れ蓑のような予算編成を見直し、当初予算ベースで毎年度の防衛関係費の姿を示すことが求められる。また、単年度予算ではとらえきれない後年度負担や広義の防衛関係費などの安全保障費用の全体像を明らかにすることも必要である。政府・与党は安保3文書の改定を機に、財政問題を含めた安全保障政策の内容をつまびらかに示し、国民的議論を進めていくべきであろう。■

《注》

- 1 防衛関係費とは防衛省予算に他省庁に分類した関連経費を含めた広義の概念で、2022年度ではデジタル戦計上分が含まれる。予算資料の多くがこの概念を用いていることから本稿の表記もこれにしたがう
- 2 安倍首相が再就任した2012年12月26日から2020年9月16日までの期間を指す
- 3 東京新聞 2022年10月15日朝刊参照
- 4 政府の試算では海上保安庁の経費を含めているが、NATO基準ではこれは含まれない（同上東京新聞）
- 5 日経新聞 2022年9月14日朝刊

【参考文献】

- 丹下綾（2019年7月）「長期契約法と後年度負担—防衛装備品の調達と防衛関係費をめぐる国会論議—」『立法と調査』、No.414、pp.52-64
- 沓脱和人（2017年12月）「戦後における防衛関係費の推移」『立法と調査』、No.395、pp.81-98
- 亀澤宏徳（2013年11月）「政策別コスト情報による財務書類等の整備状況と省庁の取組—防衛省を例として」『立法と調査』、No.346、pp.119-130
- 小槻祐輝（2022年9月）「防衛費増額をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEFkigou』、第1204号、pp.1-11
- 小川雅弘（2020年7月）「SNA方式における兵器（防衛装備品）」『大阪経大論集』、第71巻第2号、pp.95-105
- 防衛省『令和4年度 防衛白書』

地方創生に向けて活発な政策論議を

中村 稔彦

長野県立大学グローバルマネジメント学部准教授

はじめに

2014年5月に元総務大臣の増田寛也が座長を務める日本創成会議の人口減少問題検討分科会が、このまま若者の東京等の大都市圏への流出が続ければ、「2040年に若者女性の減少により全国の896市区町村が消滅の危機に直面する¹」という衝撃的な試算結果を発表した影響もあり、2014年7月に内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部設立準備室(後のまち・ひと・しごと創生本部事務局)」が設置された。同事務局において9月に、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため(第1条)」に「まち・ひと・しごと創生法案」が起草され、閣議決定後に国会に提出、11月に成立した。同法第8条に従い、12月27日に閣議決定された国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、第1

期である2015年度から2019年度の5か年の間に①地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする、②地方への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携するという目指すべき4つの基本目標が掲げられた。当該戦略については、実施して、定期的に検証し、改善することとされている(第12条)。各地方公共団体も、同法第9条、第10条の努力義務規定により、2017年度に「地方版総合戦略」を作成した。これにより、国及び各地方公共団体の地方創生の方向性が定められたということができよう。

一方、当該法に先立つ2005年に制定された「地域再生法」も2014年に4回目となる改正が合わせて行われた(現在まで9回改正)。既に①魅力ある就業の機会の創出、②地域の特性に応じた経済基盤の強化、③快適で魅力ある生活環境の整備という3つの基本理念(第2条)に基づいた地方公共団体が作成する「地域再生計画(内閣総理大臣が認定: 第5条)」に記載された事業の実施については、国からの財政、金融等の支援措置(地方創生整備推進交付金や地域再生支援利子補給金等)が活用できるようになっていたが、2014年からの地方創生の流れに呼応し、法改正ごとに支援措置メニューの強化(地方創生先行型交付金や地方創生加速化交付金、地方創生関係交付金²等)が行われた。これにより、各地方公共団体の地方創生実現のための支

なかむら としひこ

明治大学大学院政治経済学研究科博士後期課程単位取得退学。経済学修士。専門は財政学、地方財政論、公共政策。学校法人大原学園専門課程専任講師、神奈川大学経営学部非常勤講師、専修大学社会科学研究所客員研究員、長野県立大学グローバルマネジメント学部専任講師を経て、現職。著書に『現代の財政学—改革の視点—』(共著、税務経理協会、2006年)、『攻める自治体『東川町』地域活性化の実践モデル』(単著、新評論、2022年)など。

援措置が確立されたといえよう。

このようなわが国の行く末を決める重要な政策であるため、第1期では、2014年度の補正予算から2019年度の補正予算までに地方創生関係交付金だけでも9,400億円（事業ベースで1兆6,100億円）が計上され、2020年度からの第2期も、既に2022年度の当初予算までに3,960億円が予算付けられたが、大きな成果をあげたとは言い難い。2020年2月からの東京等の大都市圏を中心とした新型コロナウイルス感染症の蔓延には、地方移住への一定の促進効果が認められたが、その流れさえも上手く活用することができなかつた。そのため、こうした背景の中で行われた2022年の参議院選挙では、各政党とも地方創生に関する政策論争を活発に行なうべきであつたが、目先の課題にだけに終始して、それが全く行われなかつた。今後も地方創生に向けた政策論議は不可欠であるため、本稿では、地方創生の第1期の検証と第2期の「総合戦略」を考察した上で、改めて今後どうあるべきかを考えることにする。

地方創生の第1期の検証と第2期の「総合戦略」について

各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」に基づく地方創生に特に資する事業にかかる費用については、内閣府地方創生推進事務局に申請をすれば、同時に提出した「地域再生計画³」とともに内閣総理大臣により審査され、交付決定が行われれば事業費の1/2が地方創生関係交付金として交付される。事業には、各地方公共団体単独のものと広域連携のものがある。実施された事業については、事業ごとにそれぞれ毎年度、重要業績評価指標（KPI）の達成状況を国に報告することになっている。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会を受けて、2019年12月20日にまとめた「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」をみると、第1期については、「基本目標①『地方のしごとをつくり、安心して働くようにする』のKPI（地方

における若者雇用創出数、女性[25～44歳]の就業率等）や、基本目標④『時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する』のKPI（立地適正化計画を作成する市町村数、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数等）については、『目標達成に向けて進捗している』と一定の評価がなされた。一方、基本目標②『地方への新しいひとの流れをつくる』のKPI（東京圏から地方への転出入均衡等）、基本目標③『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる』のKPI（安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合等）については、『各施設の進捗効果が現時点では十分に発現するまでに至っていない』と評価された⁴ようである。

これらを受けて、2019年度から2024年度までの第2期の国の「総合戦略」の基本目標は、①稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする、②地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくるというように、①②④について見直しが行われた。また、新しい時代の流れを力にする（地域におけるSociety5.0の推進と地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり）と多様な人材の活躍を推進する（多様なひとびとの活躍による地方創生の推進と誰もが活躍する地域社会の推進）という横断的な目標も新たに追加された。更には、「地方にサテライトオフィスを設け、『ひと』を呼び込み、地域で交流を深める中で『しごと』を起こしていく『ひと』起点のアプローチや、地域の文化・自然といった資源を活かして『まち』の魅力を高め、『ひと』を呼び込むという『まち』起点のアプローチなど、（中略）地域特性に応じて、『ひと』起点、『まち』起点という多様なアプローチを柔軟に行い、まち・ひと・しごとの好循環をつくり出していく⁵」ことにも新たに取り組むと規定された。

検証会でも明らかになったように、第1期の基本目標であった②地方への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるということについては、成果がでていないと

図表1 東川町新規起業者への支援事業の実績と町の負担額

年度	件数	東川町補助額 (支出額)	充当財源内訳	
			企業版ふるさと納税	東川町実質負担額
2003年度	3件	3,000		3,000
2004年度	5件	5,000		5,000
2005年度	5件	4,597		4,597
2006年度	1件	1,000		1,000
2007年度	5件	5,000		5,000
2008年度	5件	5,000		5,000
2009年度	10件	8,265		8,265
2010年度	4件	3,360		3,360
2011年度	4件	3,028		3,028
2012年度	7件	5,575		5,575
2013年度	7件	6,226		6,226
2014年度	11件	8,894		8,894
2015年度	11件	9,934		9,934
2016年度	10件	8,721		8,721
2017年度	7件	5,875		5,875
2018年度	11件	10,243		10,243
2019年度	11件	10,415	10,415	0
2020年度	8件	6,711	6,711	0
合 計	125件	110,844	17,126	93,718

(注) 補助額は新たに町内で起業する者を対象に上限 100 万円となっている。

(出所) 「東川町起業家支援（実績）リスト」（東川町産業振興課提供資料）より筆者作成。

いうことは明らかである。これらの成果がでていない要因の1つとして考えられるのが事業の対象である。地方創生関係交付金の事業の対象は、いずれも地方公共団体が支援する企業やNPO法人、DMO⁶等の団体で、個人への給付は対象外となっている。中山間地域を抱える小規模の地方公共団体は産業が乏しく、企業やNPO法人、DMO等の団体も少ない。そのため、どうしても地方創生関係交付金の申請数は、他の地方公共団体に比べて少なくなってしまう。本来であれば、このような地方公共団体ほど支援しなければならないのにそれができていない。この課題については、第2期に至っても依然として解消していない。

地方への新しい流れをつくるための新たな事業例

成果がでていない基本目標の1つである地方への新しい流れをつくるということについて、その1つの流れは移住であるが、そのためには、その土地に仕事があるかどうかが大きなポイントになる。事業

の対象を個人給付にまで広げれば、これまでとは異なった方法で、地方に仕事を創出し、新しい流れをつくることが可能となる。例えば、「新規起業者への支援事業」である。過疎から復活し、現在も発展を続ける人口8,390人⁷の北海道東川町の事例を見ていく。東川町では、当該事業を2003年度から実施している。新たに町内で起業する者に最大で100万円を補助するというものである。町外にいる者が、起業のために町に移住し、定住するという効果をもたらすだけでなく、当該事業は、町に住む者が起業して定住するという、町から大都市等町外への転出を防ぐ効果、すなわち、定住効果も期待できる。2021年度からは、「産業振興支援制度」と名称を変え、対象も広がった。

当該支援事業の実績を見ていくと、【図表1】のように2003年度から2020年度までの18カ年度で、この補助金を活用して新たに起業した者は125件(社)、年度平均で6.9件(社)にも上る。これに伴う町からの補助額は、2003年度から2020年度までの18カ年度で1億1,084万4千円、年度当た

り平均で615万円8千円である。こちらは国の補助金等の支援措置はないため、2018年度までは全額町負担となっている。2019年度からは、起業家支援事業として企業版ふるさと納税で全額充当することになった。この事業により、町には飲食店やカフェ、パン工房、食料品店、クラフト、雑貨店、美容室、アウトドアショップなど小規模ながらおしゃれな店舗が増加した。商店街の衰退が、深刻な社会問題になっている昨今に、この人口規模の地方公共団体で、毎年度7件ペースで起業していることは驚くべき成果であるといえよう。

雇用の創出のために、大企業や大型商業施設の誘致に力を入れたいと考える地方公共団体が多い。しかし、それを実現するのは、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)で、宅地の造成や建物の設置などの開発行為が原則できなくなっている農用地区域や都市計画法で、住宅や商業施設などを建築することは原則認められていない市街化調整区域以外の大きな土地を用意する必要があったり、当該土地が高速道路や国道、都道府県道のような幹線道路が近くにある利便性の高いところでなければならなかつたり、大型商業施設においては更に、半径20km (=車で30分)圏内に約50万人が居住しているという条件⁸を満たす必要があつたりするため、決して簡単ではない。そのため、小規模な地方公共団体であれば、大企業や大型商業施設を誘致するよりも、新規起業者への支援を行い、起業を増やす方が、現実的でかつ有効であるといえよう。起業であれば、自宅兼店舗や事務所ということも多いため、大企業や大型商業施設を誘致するより、移住や定住が進む可能性が高い。しかも「若い人が自ら仕事を作り出せる環境がある方が雇用機会を増やすことより、有効である⁹」という主張もある。

また、様々な業種の起業により、便利で活気ある魅力的なまちへと発展していく可能性が高くなる。総務省の2018年1月の「過疎地域への移住者に対するアンケート調査」によると、地域の魅力や農山漁村地域への関心が移住に影響したと回答した人が重視した条件の第1位が「生活が維持できる

仕事(収入)があること」28.8%、第2位が「買い物や娯楽などの日常生活に必要なサービスや生活関連施設があること」19.2%となっている。その1位と2位の項目がともに、当該事業から得られる効果であることから、当該事業がいかに重要であるかを認識することができるだろう。国からの支援措置があれば、当該事業に取り組む地方公共団体が多いだろう。

結婚・出産・子育ての希望をかなえるための新たな事業例

もう1つの成果がでていない基本目標である結婚・出産・子育ての希望を叶えるための事業についても、対象を個人給付にまで広げれば、新たな事業を創造することができる。例えば、「三世代同居等支援事業」である。人口11万6,624人¹⁰の愛媛県新居浜市の事例を見ていこう。新居浜市では、近居や同居(三世代)の新築住宅や増改築に対する建設費の補助事業を少子化対策、子育て支援政策として実施している。当該事業は、2016年度に「新居浜市民三世代同居等支援事業」という名称で、子育て世代とその親世代が互いに支え合い、身近な地域の中で安心して暮らせる環境を整備することを目的にスタートした。2021年度には、少子化対策、子育て支援政策のイメージをより際立たせるために、「新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業」に名称変更した。それに伴い、担当課も地方創生推進課から子育て支援課へと変更された。少子化の1つの要因は、核家族化である。そのため、現在は社会で子どもを育てるという考え方が主流となってきた。新居浜市では、それを原点回帰して、大家族(複合家族)に少しでも戻し、安心して産み、育てられる環境を整え、出生率を引き上げようとしているのである。

国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに実施している「第6回全国家庭動向調査報告書(2018年)」によると、妻が出産や育児で困ったときの相談相手の第1位は親である。しかも、第4回から第6回の調査まで、44.7%から46.9%、48.9%と回を追うごとにその割合は増加してきて

図表2 新居浜市民三世代同居等支援事業の実績と市の負担額

(単位:千円)

年度	同居	近居	リフォーム・増改築	合計	新居浜市 補助額(支払額)	充当財源内訳
						新居浜市実質負担額
2016年度			1件	1件	200	200
2017年度	5件	19件	4件	28件	12,800	12,800
2018年度	5件	21件	0件	26件	13,000	13,000
2019年度	3件	27件	3件	33件	15,600	15,600
2020年度	2件	32件	4件	38件	17,800	17,800
合 計	15件	99件	12件	126件	59,400	59,400

- (注) 1) 目的に合わせて、新居浜市民三世代同居等支援事業は、2021年度より新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業に名称変更、担当課も地方創生推進課から子育て支援課に変更している。
 2) 補助額は三世代同居のための住宅新築の購入費に対して最大50万円、三世代近居のための住宅新築の購入費に対して最大50万円（2021年度からは20万円）、三世代同居のための現住居のリフォーム・増改築費に対して最大20万円となっている。
 3) 近居とは、2020年度までは三世代世帯が直線距離0.5km以内の2棟以上の住宅に居住すること又は同一棟の共同住宅に居住することをいうと規定されていたが、2021年度からは、三世代世帯が市内の同一小学校区の場合は認められるようになった。

(出所) 「新居浜市民三世帯同居等支援事業実績」(新居浜市地方創生推進課提供資料) より筆者作成。

る¹¹。新居浜市の当該事業は、2016年度からと新しい事業であるため、2015年度の合計特殊出生率1.76が、当該事業によりどれほど増加しているかは現状ではわからないが、子育てによる精神的サポートは親を中心であり、その割合も年々増えていることから、当該事業が少子化に有効である可能性は極めて高い。また、当該事業がきっかけで地元に戻ることもあるため、地方への新しい流れをつくるという効果も期待できる。

市からの補助額が、三世代同居のための住宅新築の購入費に対して最大50万円、三世代近居¹²のための住宅新築の購入費に対して最大50万円(2021年度以降は20万円)、三世代同居のための現住居のリフォーム・増改築費に対して最大20万円と少額であるが、実績については、【図表2】にあるように、本格的な実施となった2017年度からの4カ年度で125件、年度当たり平均31.3件と十分な成果をあげている。

こちらの事業も対象が個人であるため、国の補助金等の支援措置はなく、全額市負担となっている。国からの支援措置が行われ、もう少し補助額を増加することができれば、インセンティブが更に働き、もっと成果をあげることができるだろう。地方公共団体が新たに当該事業を創出する場合は、79.2%と近居の全体に占める割合が高い¹³ため、近居の新築住宅の建設費の補助事業に注力する

必要があるといえよう。

おわりに

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局と内閣府地方創生推進事務局が、2020年7月21日の「資料18 地方創生推進交付金等について」の参考資料を見ると、創設された2016年度から2020年度第1回までに、「地方創生推進交付金は、都道府県においては全47団体が、市区町村においては1,741団体中1,541団体(88.9%)が活用し、2,710億円分の事業が採択され¹⁴、2020年度当初第1回及び2016年度補正から2019年度補正第1回までに、「地方創生拠点整備交付金は都道府県においては47団体のうち44団体(93.6%)が市区町村においては、1,741団体のうち767団体(44.1%)が活用し、1,395億円分の事業が採択されている¹⁵」と述べられている。一見すると、多くの地方公共団体がこれら地方創生関係交付金を毎年度活用しているような印象を受けるが、実際はそうではない。最も活用の多かつた2021年度で交付団体の数を見ても、その割合は、地方創生推進交付金が1,444団体(80.8%)となっていた。しかも、単独事業に限定すると50%に満たない。地方創生拠点整備交付金は事業対象がハード面の公共事業であるため、頻繁に申請できないことはわかるが、地方創生推進交付金は、

対象がソフト面であるため、申請に対する交付決定率は公表されていないが高いはずなので、申請する地方公共団体の団体数がもっと多くなければならない。毎年度欠かさずいくつも申請している地方公共団体とそうでない地方公共団体の差が大きいのも問題がある。地方創生関係交付金の予算について見ると、毎年度、地方創生推進交付金が当初予算で1,000億円(事業費ベースで2,000億円)、地方創生拠点整備交付金が補正予算で500億円前後(事業費ベースで1,000億円前後)計上されているが、予算を使いきれていない年度も多々ある。

これらを踏まえると、地方推進関係交付金は、十分な機能を果たしているとは言い難い。その要因は、地方公共団体からの申請の数が少ないので、換言すると、現在の地方創生関係交付金の申請は、制限が多くすぎるために申請しづらいものとなっているからである。毎年度「地方創生交付金のあり方に関する検討会」が開かれ、全国知事会や全国市長会などからの要望を受け、問題点が検討され、申請上限件数や交付上限額、対象事業の制限の拡大が行われてきた。しかし、現状を踏まえると、まだ改善の余地が十分にある。その最たるもののが、事業の対象を個人給付にまで広げることである。中山間地域を抱える小規模の地方公共団体でも、容易に申請ができるようにしけなければならない。申請が増加し、現状の予算額では到底足りない、そのような状況をつくりださなければ、地方創生を実現することは不可能であろう。

各政党は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局や内閣府地方創生推進事務局に任せることだけでなく、自らも地方創生に向けての課題を整理し、改善に向けての政策を打ち出し、論議を尽くすべきであろう。■

《注》

- 1 いわゆる増田レポートである。時事通信社編(2015)2頁。
- 2 2016年の法改正により創設された地方創生推進交付金(ソフト事業)や地方創生拠点整備交付金(ハード事業)などの総称。なお、地方創生推進交付金対象の事業(地方債を起こすことができないもの)に要する経費のうち、地方負担分となる1/2

の8割(総額の4割)は、特別交付税措置(3月算式分)されることになっている(総務省令第5条第1項第3号イの規定)。

- 3 申請する事業ごとに作成される。
- 4 「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』11頁。
- 5 「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』26頁。
- 6 Destination Management/Marketing Organizationの略で、観光地域づくり法人のことをいう。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人である。
- 7 2021年12月31日現在の住民基本台帳人口。
- 8 イオンモール株式会社開発本部担当者へのヒアリング。
- 9 PwCあらた有限責任監査法人[2018]69頁。
- 10 2021年12月31日現在の住民基本台帳人口。
- 11 『第6回全国家庭動向調査報告書』8~9頁。
- 12 近居とは、2020年度までは三世代世帯が直線距離0.5km以内の2棟以上の住宅に居住すること又は同一棟の共同住宅に居住することをいうと規定されていたが、2021年度からは、三世代世帯が市内の同一小学校区内の場合も認められるようになった。
- 13 これは、「第6回全国家庭動向調査報告書(2018年)」でも、同様な結果がでている。4人の親のうち誰かと同居の割合は19.8%と減少傾向にある一方で、別居する近いほうの母親との居住距離60分未満(近居)の割合は、第4回から第6回まで、70.1%、70.2%、70.4%とほとんど変わらず、7割を維持し続けているのである。双方のデータより、現在の子育て世代は、明らかに親と同居でなく、親と近居を望んでいることができる。
- 14 「資料18 地方創生推進交付金等について」19頁。
- 15 「資料18 地方創生推進交付金等について」20頁。

《参考文献》

- 時事通信社編(2015)『全論点 人口急減と自治体消滅』時事通信出版局。
 拙著(2022)『攻める自治体『東川町』地域活性化の実践モデル』新評論。
 拙著(2021)『市町村に対する特別交付税の手続き・配分方法とその運用実態』『自治総研』2021年1月号(通巻第507号)、地方自治総合研究所。
 拙著(2021)『長野県内市町村の地域再生に向けて』『地方自治の諸相』(地方自治叢書34)啓文堂。
 PwCあらた有限責任監査法人[2018]『自治体経営のイノベーション』関西大学出版部。
 増田寛也編著(2014年)『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』。